

まちづくり委員会資料

請願・陳情の審査

- 請願第45号 リニア新幹線立坑（片平非常口）の工所用道路建設に関する請願
- 陳情第2号 中央新幹線川崎環境保全事務所の設置をJR東海に求める陳情
- 陳情第18号 JR東海のリニア新幹線工事の地域説明会での梶ヶ谷立坑の泥水の処理の回答の検証と、必要によっては再度、川崎市アセス実施を求める陳情
- 陳情第81号 中央新幹線の川崎市内工事計画の詳細な内容説明をJR東海に求める陳情
- 陳情第82号 JR東海のリニア中央新幹線梶ヶ谷非常口「ケーソン工法」採用に伴う災害時の「川崎市災害用井戸協力の家」の井戸水の確保の為に工事協定書締結を求める陳情
- 陳情第83号 JR東海のリニア中央新幹線梶ヶ谷非常口「ケーソン工法」採用に伴う再アセス実施と隣の井戸から溢れた水による自宅の被害に関する工事協定書締結を求める陳情
- 陳情第84号 JR東海のリニア中央新幹線梶ヶ谷非常口「ケーソン工法」採用に伴う川崎市環境アセスに適合しているかどうかの再評価を求める陳情
- 陳情第117号 JR東海のリニア中央新幹線工事に関連して、宮前区清水台非常口新規工事説明会の開催を求める陳情
- 陳情第119号 JR東海から市内の地権者に対しリニア中央新幹線の大深度地下使用認可申請することを通知するよう指導することを求める陳情

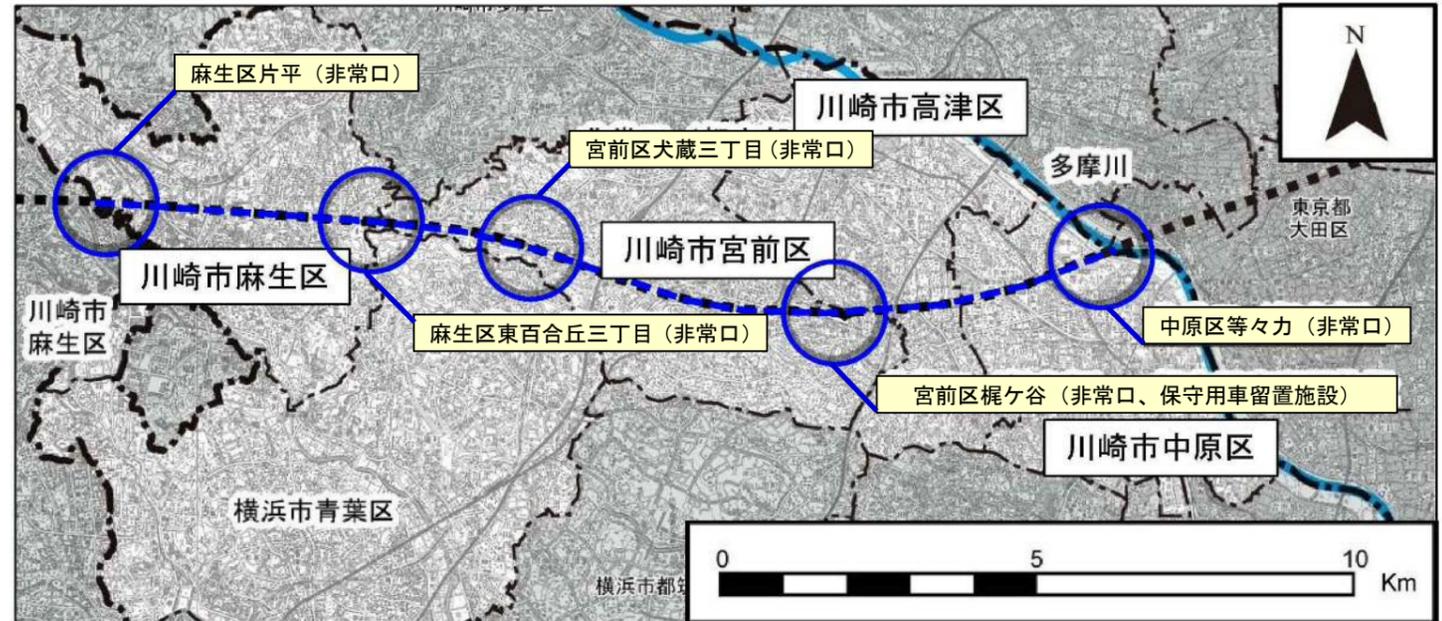
| | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 資料1 | リニア中央新幹線計画の概要 |
| 資料2 | リニア中央新幹線計画の主な経緯及び今後の予定 |
| 資料3（請願第45号関係） | 片平非常口工所用道路について |
| 資料4（陳情第2号関係） | 中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室について |
| 資料5（陳情第18号関係） | 梶ヶ谷非常口における泥水の処理について |
| 資料6（陳情第81号関係） | 各非常口の工事説明会の概要について |
| 資料7（陳情第81号関係） | 東百合丘非常口新設工事の概要 |
| 資料8（陳情第82号、83号、84号関係） | 梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設工事の概要 |
| 資料9（陳情第117号関係） | 犬蔵非常口の概要について |
| 資料10（陳情第119号関係） | リニア中央新幹線事業に係る大深度地下使用の認可申請について |
| 資料11 | 請願・陳情審査の経過 |
| 参考資料1 | 中央新幹線東百合丘非常口新設工事における環境保全について |
| 参考資料2 | 中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設工事における環境保全について |

1 中央新幹線計画の内容

| | |
|------------|--|
| 名称及び種類 | 名称：中央新幹線 品川・名古屋間 種類：新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業） 事業者：東海旅客鉄道株式会社 |
| 事業実施区域の起終点 | 起点：東京都港区、終点：愛知県名古屋市 主要な経過地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部 |
| 走行方式 | 超電導磁気浮上方式 |
| 最高設計速度 | 505キロメートル/時 |
| 工事予算 | 総工事費：5兆5,235億円 |
| 路線概要 | 「中央新幹線 品川・名古屋間」の路線は、東京都内の東海道新幹線品川駅付近を起点とし、山梨リニア実験線（全体で42.8 km）、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、名古屋市内の東海道新幹線名古屋駅付近に至る、延長約286 km（地上部約40 km、トンネル約246 km）の区間である。 駅については、品川駅付近、名古屋駅付近のほか、神奈川県内、山梨県内、長野県内、岐阜県内に一駅ずつ設置する計画である。 |

2 市内の路線概要

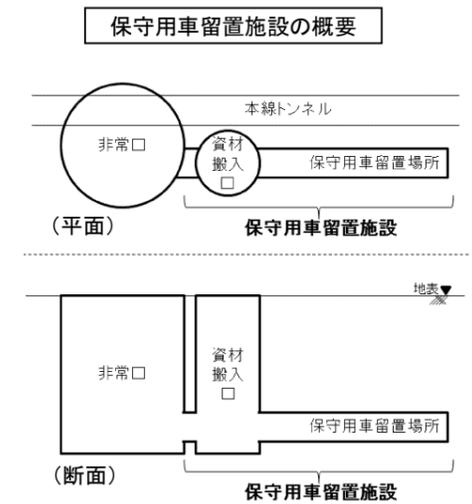
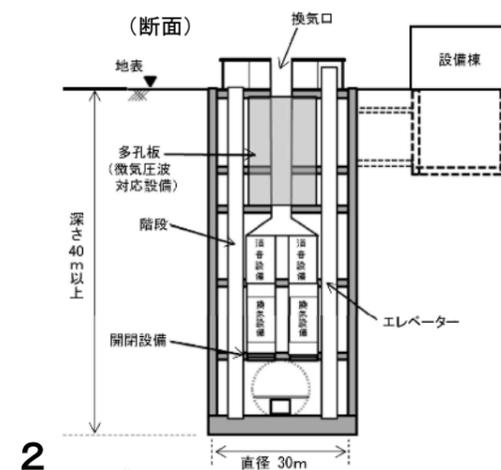
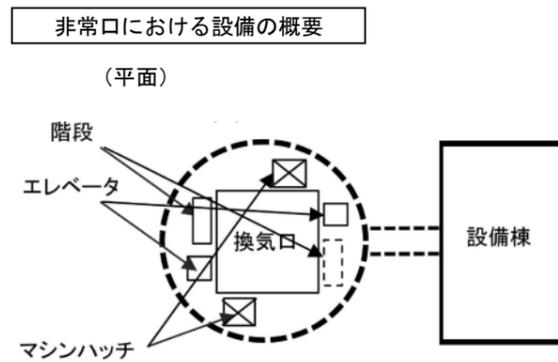
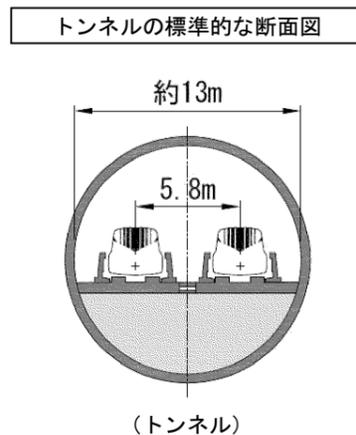
本資料は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものである。
 ・「中央新幹線（東京都・名古屋間）環境影響評価書（神奈川県）」（平成26年8月）
 ・「中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画（その1）」（平成26年8月）
 ・「中央新幹線品川・名古屋間事業説明会【神奈川県川崎市】」（平成26年11月）



3 市内の非常口等計画地の概要

| | | | | |
|--|--|---|--|---|
| <p>麻生区片平 （鶴川総合運動場跡地内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p> | <p>麻生区東百合丘三丁目 （JSR東京研究所跡地内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p> | <p>宮前区犬蔵三丁目 （サンワ川崎工場跡地内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p> | <p>宮前区梶ヶ谷 （JR貨物梶ヶ谷ターミナル駅隣接地内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p> | <p>中原区等々力 （JXホールディング等々カグラウンド跡地内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p> |
|--|--|---|--|---|

4 市内の施設・設備の概要

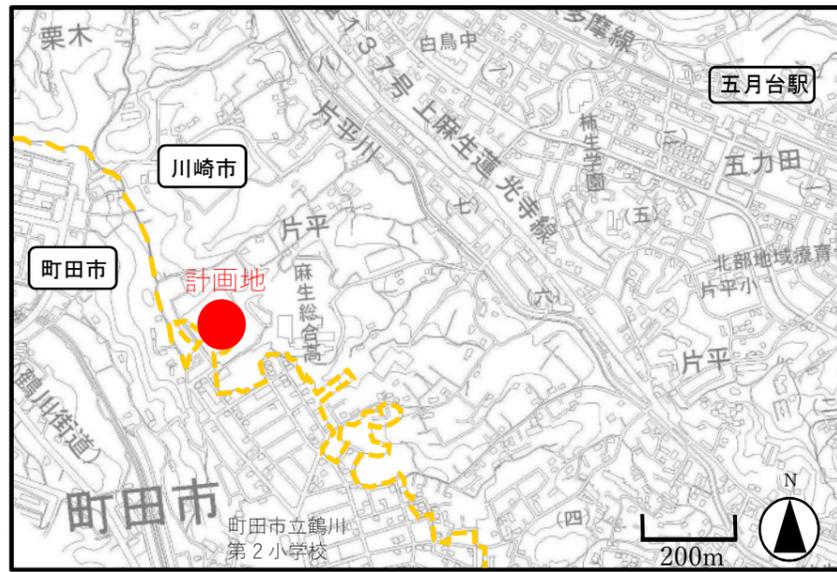


| 時 期 | 主な経緯及び今後の予定 |
|-----------|---|
| 昭和48・49年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・運輸大臣が、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画を決定【S48】 ・運輸大臣の指示による地形・地質調査等【S49～H21】 |
| 平成19～23年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、中央新幹線を全額自己負担で建設することを発表【H19.12】 ・国土交通大臣が、交通政策審議会に対し、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」諮問【H22.2】 ・交通政策審議会（陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会）において審議（計20回）【H22.3～H23.5】 ・交通政策審議会（陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会）が、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」答申【H23.5】 ・国土交通大臣が、全国新幹線鉄道整備法に基づき、中央新幹線の建設主体及び営業主体としてJR東海を指名するとともに、整備計画（東京都・大阪市間）を決定の上、JR東海に対して建設を指示【H23.5】 ・JR東海が、改正環境影響評価法の趣旨を踏まえ、中央新幹線（東京都・名古屋市間）の計画段階環境配慮書を公表（3km幅の概略のルート、直径5km円の概略の駅位置等の計画概要や環境配慮事項等）【H23.6、8】 ・JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書を公告（環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法）【H23.9】 ・JR東海が、市内の5区（中原・高津・宮前・多摩・麻生）で計9回の環境影響評価方法書の説明会を開催【H23.10】 ・川崎市が、環境影響評価方法書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、法対象条例方法審査書をJR東海宛て送付及び公告【H24.1】 |
| 平成25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR東海とリニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会が共催で、市内で中央新幹線計画の説明会を開催【H25.7.24】 ・JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書を公告（具体的なルート及び非常口5か所の位置、環境影響の調査・予測・評価の結果等）【H25.9.20】 ・JR東海が、市内の4区（中原・高津・宮前・麻生）で計11回の環境影響評価準備書の説明会を開催【H25.9.30～10.17】 ・川崎市が、公聴会を2回開催【H26.1.18、1.19】、川崎市環境影響評価審議会にて審議【H26.1.14～2.19】 ・川崎市が、環境影響評価準備書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、法対象条例審査書をJR東海宛て送付及び公告【H26.2.28】 ・JR東海が、大深度地下使用法に基づく「事前の事業間調整」手続を開始【H26.3.14】 ・神奈川県が、環境影響評価準備書に対する知事意見をJR東海宛て送付及び公表【H26.3.25】 |
| 平成26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、市内において、大深度地下の公共的使用に係る事業概要書に関する説明会を開催【H26.4.22】 ・JR東海が、環境影響評価法に基づく確定前の環境影響評価書を国土交通大臣に送付【H26.4.23】 ・国土交通大臣が、環境大臣意見を踏まえて、大臣意見をJR東海宛て送付【H26.7.18】 ・JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく環境影響評価書を公告【H26.8.29】 ・国土交通大臣が、JR東海に対して、全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画を認可【H26.10.17】 ・JR東海が、神奈川工事事務所川崎分室を開設【H26.11.5】 ・JR東海が、市内の4区（中原・高津・宮前・麻生）で計4回の事業説明会を開催【H26.11.11～11.28】 ・JR東海が、市内において、自治会等を対象とした計12回の地区単位の事業説明会を開催【H26.12.16～H27.5.31】 |
| 平成27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、大深度地下を使用する区間における井戸等の物件調査の範囲を公表し、その後調査を開始【H27.8.7】 |
| 平成28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、東百合丘において非常口新設工事に係る説明会を開催【H29.1.14、18】、工事着手【H29.2】 ・JR東海が、梶ヶ谷において非常口新設工事に係る説明会を開催【H29.3.4、5、7】、工事着手【H29.3】 |
| 平成29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、大深度地下使用法に基づく大深度地下使用の認可について国土交通大臣に申請【H30.3.20】 |
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、中央新幹線品川・名古屋間における大深度地下使用の認可申請に関する説明会を開催【H30.5】 ・JR東海が、シールドトンネル工事（梶ヶ谷工区）及び立坑工事（犬蔵非常口）について契約手続を開始【H30.6.20】 ・国土交通大臣が、「中央新幹線品川・名古屋間建設工事」に関する大深度地下の使用認可申請案件に係る公聴会を開催【H30.6】 ・JR東海が、等々力において非常口新設工事に係る説明会を開催（予定）【H30.7.28、29、30】 |
| 今 後 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、残りの非常口（犬蔵、片平）新設に係る工事説明会を開催し、工事着手 ・JR東海が、シールド工事に係る工事説明会を開催し、その後シールド工事に着手 |
| 平成39年（想定） | <ul style="list-style-type: none"> ・品川・名古屋間の営業開始 |
| 平成57年（想定） | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市まで営業開始 |

片平非常口工事用道路について

資料3 (請願第45号関係)

案内図



【現状】

- JR 東海は地形等の技術的な条件及び地域の生活環境等にできるだけ配慮し、なるべく短い距離で既存の幹線道路に至るよう計画し、関係者と調整を行っていると同っています。
- JR 東海としては、計画をまとめるプロセスで、具体的な安全対策、環境対策と併せ、適宜・適切に、ルート周辺の住民に説明を行うこととしています。



〈凡例〉

- ● ● JR 東海が現在調整中のルート
- ● 環境影響評価準備書(平成25年9月)において概念図として記されているルート
- 非常口用地
- 都県界

※JR 東海が、平成30年6月に地元町内会に工事計画を説明した際の配布資料に川崎市が一部記載を加えたものです。

川崎分室に関する経緯

- 平成23年 9月 JR東海が、環境影響評価方法書の縦覧や説明会の準備等を円滑に進めるとともに、環境影響評価における調査を実施し、環境影響評価に関する沿線地域の住民からの意見・質問に対応するため、相模原市に環境保全事務所(神奈川)を設置
- 平成26年 2月 川崎市が、環境影響評価準備書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、法対象条例審査書をJR東海宛て送付及び公告
 <市長意見における問合せ窓口等の市内設置に関する内容>
 関係住民の問合せ等の窓口として、川崎市内に環境保全対応の事務所を速やかに設置し、その周知を図る必要がある。
- 平成26年10月 JR東海が、中央新幹線の工事实施計画の認可を受けたことから、工事を着実に実施するため、相模原市に神奈川工事事務所を新設
- 平成26年11月 JR東海が、神奈川県東部の沿線地域の住民からの意見・質問に対応する場として、中原区に神奈川工事事務所川崎分室を開設
 (社員は常駐しないため、川崎分室での対応を希望する場合は、事前に相模原市の工事事務所への連絡が必要)
- 平成26年11月 川崎市が、JR東海に対し、川崎分室への社員の常駐及び電話の設置を要請
- 平成27年 7月 JR東海が、川崎分室へ社員を常駐し、電話を設置

<中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室 案内図>

所在地：中原区上丸子八幡町1458-13 (東急東横線新丸子駅徒歩7分)



(参考) 川崎分室に関する報道発表資料

平成26年11月4日
東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室の開設について

神奈川県東部の沿線地域の皆様からのご意見やご質問に対応する場所として、中央新幹線神奈川工事事務所の川崎分室を開設しますので、下記の通りお知らせ致します。

1. 所在地
 中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室
 神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町1458-13 東海道新幹線高架下

※沿線地域の皆様からのご意見やご質問に対応する場所として使用します。社員は常駐しておりませんので、川崎分室での対応を希望される方には、事前に相模原市にある中央新幹線神奈川工事事務所にご連絡を頂くこととさせていただきます。

中央新幹線神奈川工事事務所 042-861-4505 (営業時間 平日9時~17時)

2. 開設日
 平成26年11月5日(水)

平成27年6月26日
東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室での対応について

昨年、沿線地域の皆様からのご意見等に対応する場所として開設しました中央新幹線神奈川工事事務所の川崎分室については、計画の進捗に合わせ、より地域との連携を深めていくため、社員が常駐することといたします。お問合せ先等については、以下のとおりです。

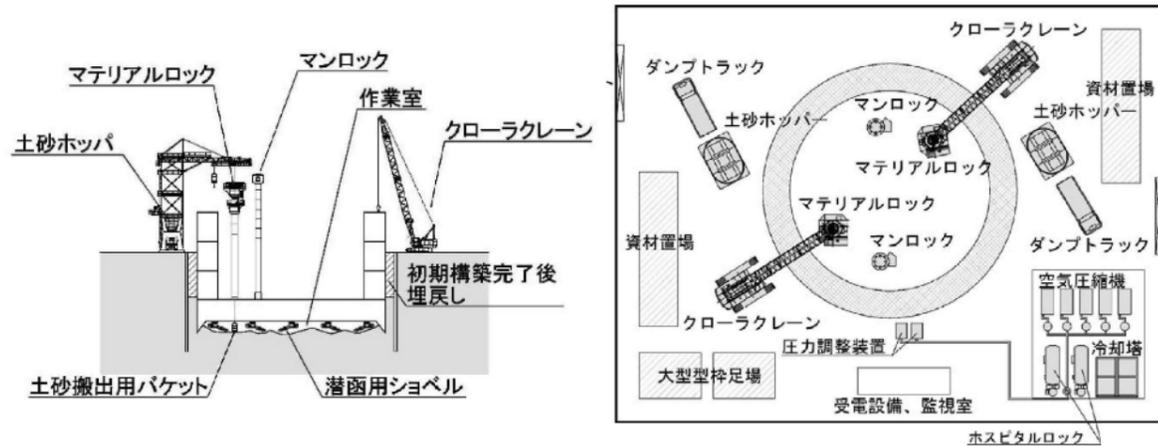
1. お問合せ先等
 中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室
 住 所：〒211-0001 神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町1458-13
 (東海道新幹線高架下)
 電話番号：044-411-0173
 営業時間：平日9時~17時
 ※住所に変更はありません。
2. 常駐開始日
 平成27年7月1日(水)

本資料は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものである。
 ・平成26年11月4日付け 報道発表資料「中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室の開設について」
 ・平成27年6月26日付け 報道発表資料「中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室での対応について」

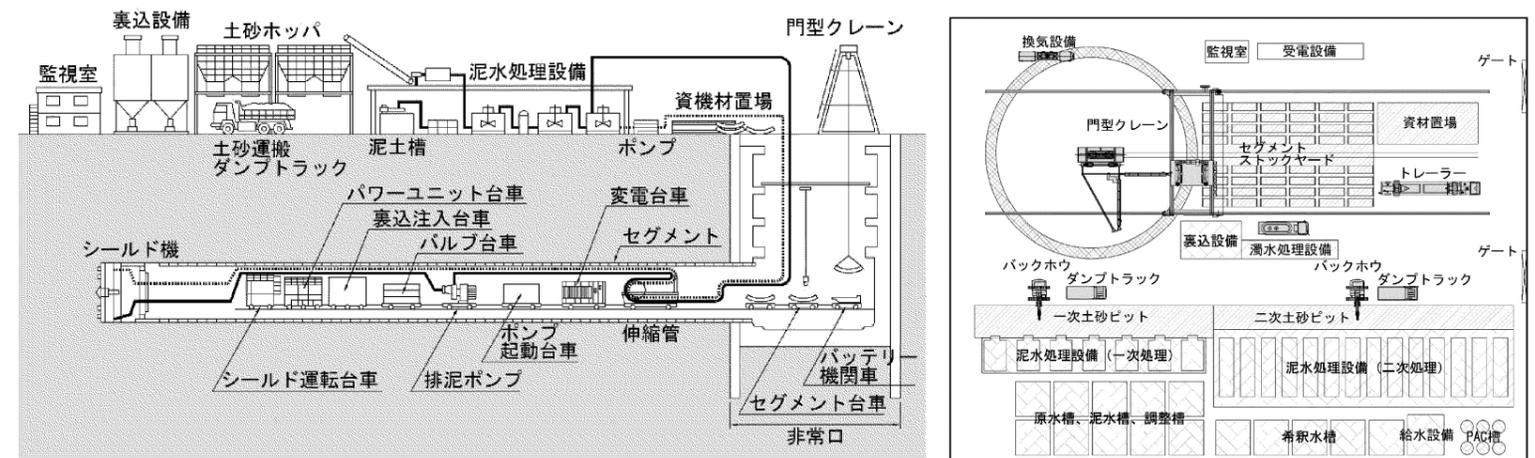
本資料は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものである。
 ・「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書(神奈川県)」(平成26年8月)
 ・「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書(神奈川県)のあらまし」(平成26年8月)

1 非常口及びトンネルの施工概要

非常口の施工概要(ニューマチックケーソン工法)



トンネルの施工概要(例:泥水式シールド工法)



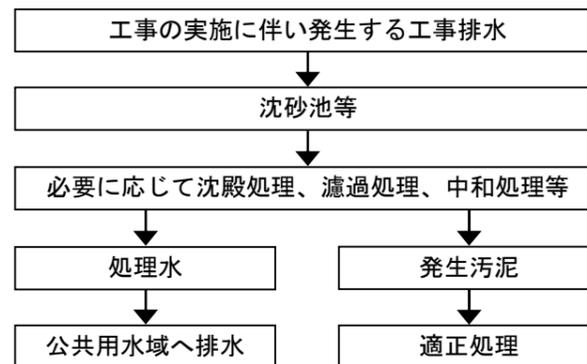
※ 宮前区梶ヶ谷からは、中原区等々力及び麻生区東百合丘三丁目まで掘削

2 工事排水の処理

JR東海は、トンネル等の工事により排出される泥水の処理について、事業説明会等において次の①～③の基本的な考え方を示している。

- ① 工事に使用する水はできるだけ循環使用する。
- ② 濁水処理等をした水を下水道や河川に放流する場合は、管理者と協議し、排水基準を満たすように処理を行い排水する。処理により水と分離した泥分については、バキューム車等で搬出し、法令等に基づき適正処理する。
- ③ 工事現場近傍に放流可能な下水道や河川が無い場合は、処理により分離した水分もバキューム車等でこぼれないように搬出し、法令等に基づき適正処理する。

一般的な処理フロー



※ 梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設工事では、下水道への排水を行っている。

3 環境保全措置及びモニタリングの内容

JR東海は、トンネル等の工事による水質に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置を実施することとしている。

主な環境保全措置の内容

- ① 工事排水の監視
 - ・ 工事排水の水の濁り・汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理の徹底を図る。
- ② 処理設備の点検・整備による性能維持
 - ・ 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実にし、性能を維持することにより、工事排水の処理の徹底を図る。
- ③ 下水道への排水
 - ・ 下水道への排水が可能な地域では、下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道に排水する。

JR東海は、環境管理を適切に行うことを目的に、自主的な取組として、工事期間中のモニタリングを実施し、公表することとしている。

モニタリングの内容

| 調査項目 | 調査地点の基本的な考え方 | 調査期間の基本的な考え方 |
|--------------|------------------|---------------|
| 浮遊物質 (SS) | 工事排水を放流する箇所の下流地点 | 工事前に1回 |
| 水温 | | 工事中に毎年1回濁水期 |
| 水素イオン濃度 (pH) | | その他、排水放流時は継続的 |
| 自然由来の重金属等 | | 工事前に1回 |
| | | 工事中に毎年1回以上濁水期 |
| | | その他、排水放流時は定期的 |

本資料は、説明会に出席した川崎市がまとめた資料である。

1 開催状況

非常口施設予定地周辺の住民に対して町内会の回覧板や掲示板、ポスティングでの周知を実施。

| | 開催日 | 時間帯 | 場 所 | 参加人数※ |
|---|---------------------|--------|--------------|---------|
| 1 | 平成 29 年 1 月 14 日(土) | 13:30～ | 長沢小学校（麻生区） | 約 120 名 |
| 2 | 1 月 18 日(水) | 18:00～ | 長沢小学校（麻生区） | 約 60 名 |
| 3 | 3 月 4 日(土) | 13:30～ | 梶ヶ谷小学校（高津区） | 約 230 名 |
| 4 | 3 月 5 日(日) | 13:30～ | 野川小学校（宮前区） | 約 160 名 |
| 5 | 3 月 7 日(火) | 18:00～ | 川崎市民プラザ（高津区） | 約 130 名 |

※ 「参加人数」は、川崎市が会場で数えた人数

2 主な説明内容

① 中央新幹線事業の概要

② 非常口新設工事の概要

地中連壁工法の工事概要、施工手順、工事工程等【東百合丘非常口】

ニューマチックケーソン工法の工事概要、施工手順、工事工程等【梶ヶ谷非常口】

③ 工所用車両の運行計画及び安全対策

運行計画、安全対策等【東百合丘非常口】

運行計画、鉄道貨物の活用、安全対策等【梶ヶ谷非常口】

④ 環境保全

環境保全措置、モニタリング等

⑤ その他

家屋調査、連絡先等【東百合丘非常口】

井戸等の調査、連絡先等【梶ヶ谷非常口】

3 主な質疑応答の要旨

<工事全般>

質問1 工事協定を結んで欲しい。

（回答）説明会の意見を踏まえて JR 東海が実施する内容をまとめた環境保全計画書を作成し、ホームページで公表するとともに、県・市へ提出する。環境保全計画書が JR 東海として約束するもの。

ただし、必要があれば文書の取り交わしも検討する。

質問2 家屋調査をもっと広い範囲で実施して欲しい。

（回答）調査範囲は都市部の地下鉄工事の例をもとに設定している。東百合丘非常口周辺の地質調査のデータも踏まえて検討しており、計画地の30m以深の地質は非常に固い。

しかしながら、家屋調査範囲外で心配されている方もいるため、川崎分室にご連絡いただければ、状況を確認し、家屋調査の実施を検討する。

質問3 立坑の排出土の受け入れ先は決まっているのか。決まっていなければ、工事着手すべきではない

（回答）立坑の排出土の受け入れ先は調整中である。立坑の掘削は、排出土の受け入れ先が決まるまで着手しない。

搬出ルートは切土の排出土と同様、東百合丘非常口から尻手黒川線を通り東名インターチェンジを使用する経路である。

<道路・交通安全>

質問4 尻手黒川線の混雑状況を把握しているのか。ダンプが通ると混雑して迷惑だ。

（回答）尻手黒川線の状況は把握している。環境アセスメントで交通量を予測しており、支障ない値となっている。

さらに、東百合丘では待避所を整備し、不測の事態に備える計画としている。

質問5 東百合丘非常口北側（住宅地側）の道路も使うのではないのか。

また、尻手黒川線の混雑により抜け道になることが心配。

（回答）工所用車両は東百合丘非常口北側の道路を通さない。基本的に尻手黒川線から南ゲートに出入りする。

交通状況は把握していき、必要があれば対応を検討していきたい。

質問6 通学路となっている交差点への誘導員の配置をしてほしい。

（回答）工所用車両の通行状況も加味しながら対応する。

<環境（騒音・振動・大気質）>

質問7 排出土の運搬について、鉄道も周辺の住宅地へ騒音・振動の影響がある。対策をしてほしい。

（回答）鉄道利用により、ダンプ交通量、CO₂を削減できる。まずは鉄道を1往復、2往復と様子を見て、必要に応じて騒音・振動対策の検討を進める。

質問8 十分な粉じん対策をしてほしい。

（回答）環境アセスでも予測しており、散水や防じんシートなどの必要な対策をする。

質問9 市北部では喘息患者が増加している。リニア工事の影響で患者が増えたら責任をとるのか。

（回答）車両の点検・整備やエコドライブの徹底、荷台の防じんシートなど、環境に配慮して工事をする。

<その他>

質問10 隣接する矢上川地下調節池の県の工事との調整は？

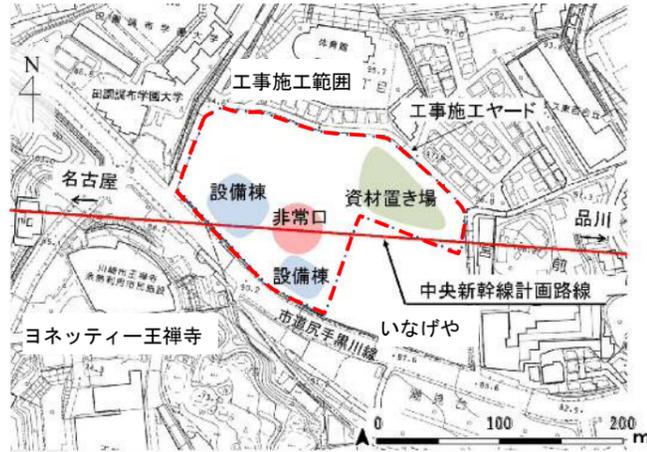
（回答）以前から県と連絡を取りながら進めている。県の工事は現在検討中とのこと。今後も、リニア工事と県工事全体として影響を軽減できるよう調整していく。

質問11 リニア中央新幹線により周辺の不動産価値が下落する。補償してもらいたい。

（回答）大深度地下は地上に影響を与えないため、補償はしない。

1 工事の概要

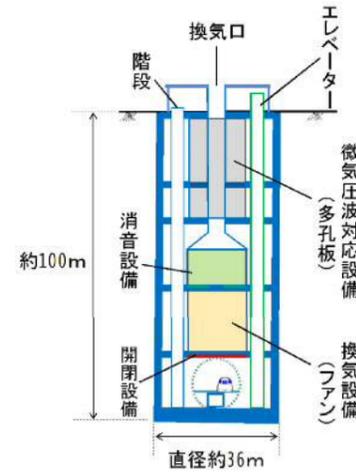
- (1) 工事名称：中央新幹線東百合丘非常口新設工事
- (2) 工事場所：神奈川県川崎市麻生区東百合丘三丁目
- (3) 工事契約期間：平成28年11月8日～平成32年9月15日
- (4) 工事概要：深さ約100m、直径約36m、(工事施工ヤード約18,500m²)



工事位置図



工事の様子 (平成30年6月)



非常口の概要

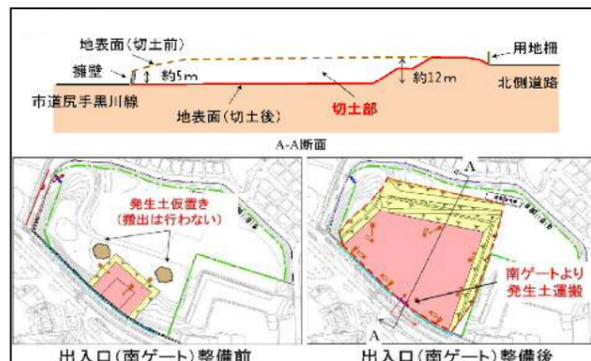
2 施工手順

- (1) 準備工 (支障物移設・撤去、仮囲い設置等)
- (2) 切土工 (尻手黒川道路の高さに切土)
- (3) 土留壁工 (プラントの設置を行い、土留壁を構築)
- (4) 掘削工 (土留壁内部の掘削)
- (5) 構造物構築工 (構造物を鉄筋コンクリートで構築)

(1) 準備工

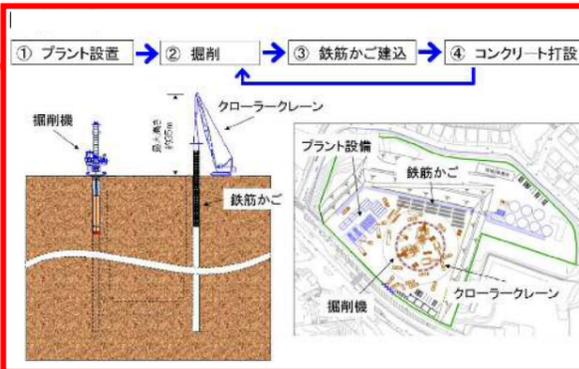


(2) 切土工

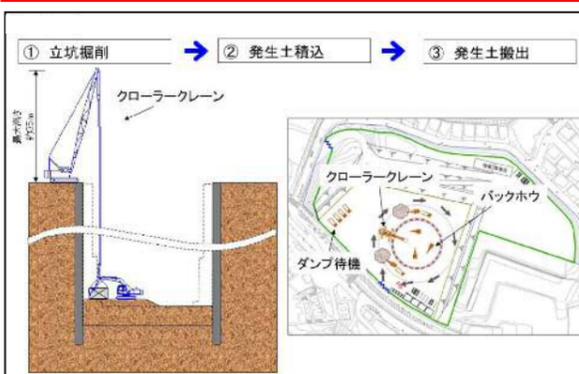


(3) 土留壁工

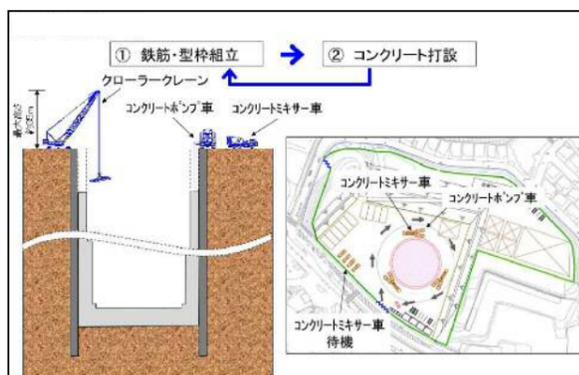
現在(H30.7/1)の工事状況



(4) 掘削工



(5) 構造物構築工



3 工事工程

| 項目 | H28 | | H29 | | H30 | | H31 | | H32 | | H32 | 38 | 39 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| | 4/4 | 1/4 | 2/4 | 3/4 | 4/4 | 1/4 | 2/4 | 3/4 | 4/4 | 1/4 | | | |
| 準備工 | ■ | | | | | | | | | | | | |
| 土留壁工 | | | ■ | | ■ | | ■ | | ■ | | | | |
| 掘削工 | | | | | ■ | | ■ | | ■ | | | | |
| 構造物構築工 | | | | | | | ■ | | ■ | | | | |
| シールドトンネル、内部構築等 | | | | | | | | | ■ | | ■ | | |

※工程については工事の状況等により変更する場合があります。
 ※シールドトンネル工事等については、工事契約後に別途工事説明会を開催する。

4 工事用車両の運行



※工事用車両は、主に市道尻手黒川線を利用して、資材及び機械の運搬を行う。



※走行ルートについては、現地の状況等により変更する場合があります。

5 モニタリング

(1) 調査表

| 調査項目 | 調査地点等 | モニタリングの調査期間 |
|---------------------------|---|--|
| 大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等） | 工事施工ヤード周辺 | 土留壁工施工時 (平成 29～30 年度頃に四季調査を予定) |
| 騒音 振動 | 工事施工ヤード周辺 | 常時計測を実施 |
| (水質) | | (下水に排水するため実施しない) |
| 地下水・水資源 | 水位 | 工事前の一定期間 (平成 27 年 11 月から月 1 回) 工事中は継続的に実施 工事完了後の一定期間 |
| | 自然由来の重金属等（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素） 酸性化可能性 | 非常に近い地点 工事前に 1 回 工事中に毎年 1 回実施 但し、酸性化可能性については、土壤汚染のモニタリングにより、マニュアル ¹⁾ で長期的な酸性化可能性があるとして定められた値との差が小さい場合に実施 |
| 地形・地質・地盤沈下 | 非常に近い地点 | 工事前に 1 回 工事中は継続的に実施 |
| 土壌汚染 | 自然由来の重金属等（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素） 酸性化可能性 | 工事施工ヤード内 発生土受入先の指定基準に基づき実施時期・頻度を決定 |
| 安全（交通） 地域交通（交通混雑、交通安全） | 自動車交通量、歩行者交通量、自転車交通量、滞留量、渋滞長及び信号現示の観測 (大型車については、車両の走行状況に応じて、大型車の車種区分をダンプカー、牽引車、その他の大型車などに分類した交通量の観測) | 資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルート (モニタリングの対象ではないが、切土工及び構造物構築工におけるコンクリート打設時期に、交通状況の確認を実施) |

※大気質（車両の運行）、騒音、振動（建設機械の稼働、車両の運行）、安全（交通）及び地域交通（交通混雑、交通安全）については、シールドトンネルを含め工事全体が最盛期となる時期に実施することとしており、具体的な調査時期は今後決定する。

※大気質（粉じん等）については、工事の状況等により別途調査することがある。

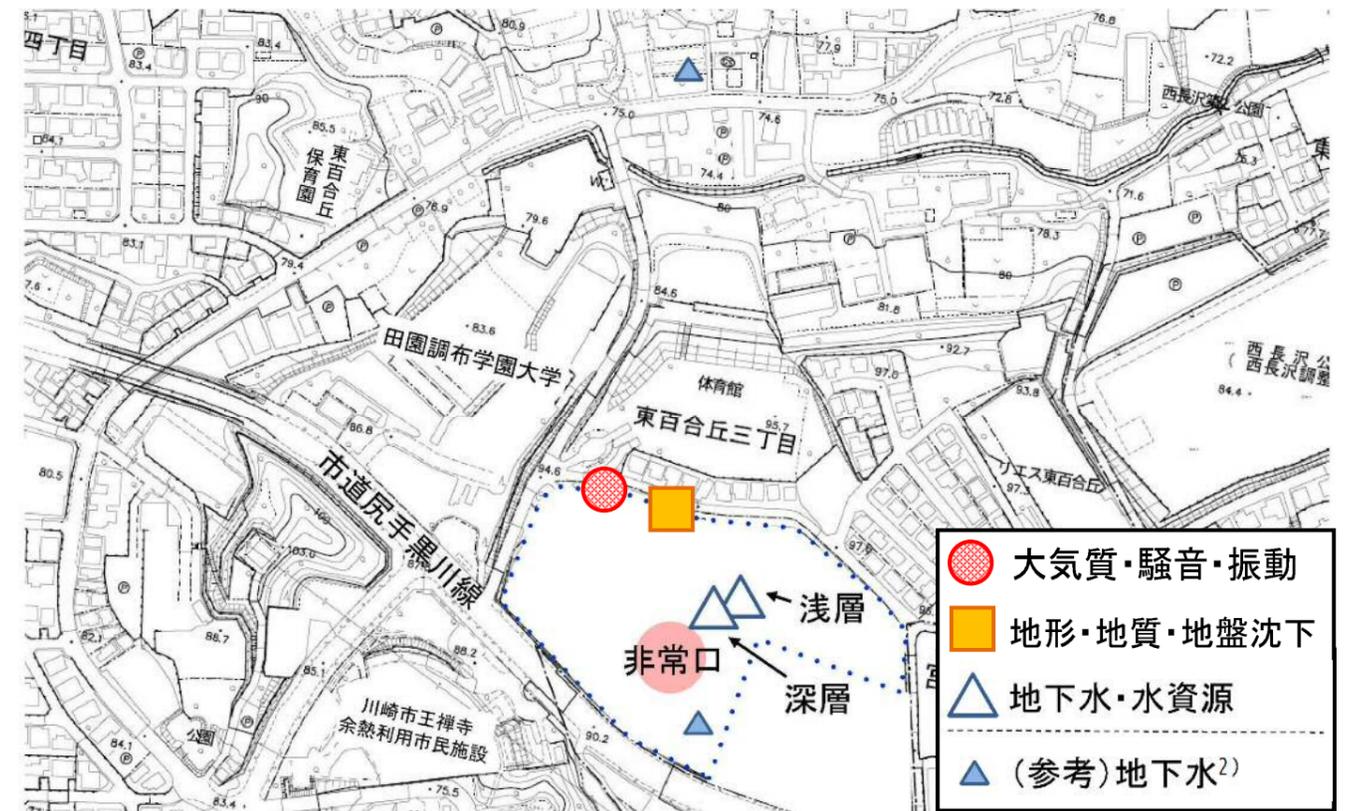
※工事の進捗状況により、調査時期が変更となる可能性がある。

※騒音、振動の常時計測については、周辺からも数値を確認できる場所にモニターを設置する。

※交通状況の確認結果は、川崎市に報告する。

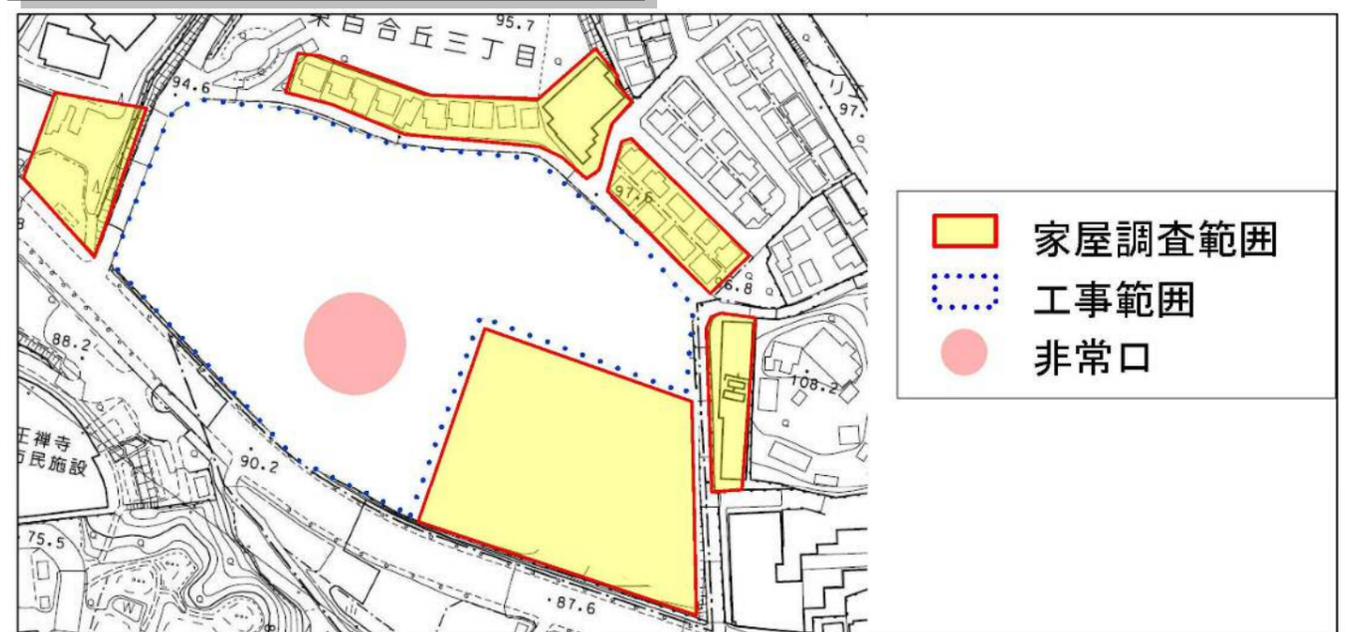
※1) 「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」

(2) 調査位置



※2) モニタリングの対象ではないが、調査を行う。
※協議等の結果により、調査位置は変更となる場合がある。

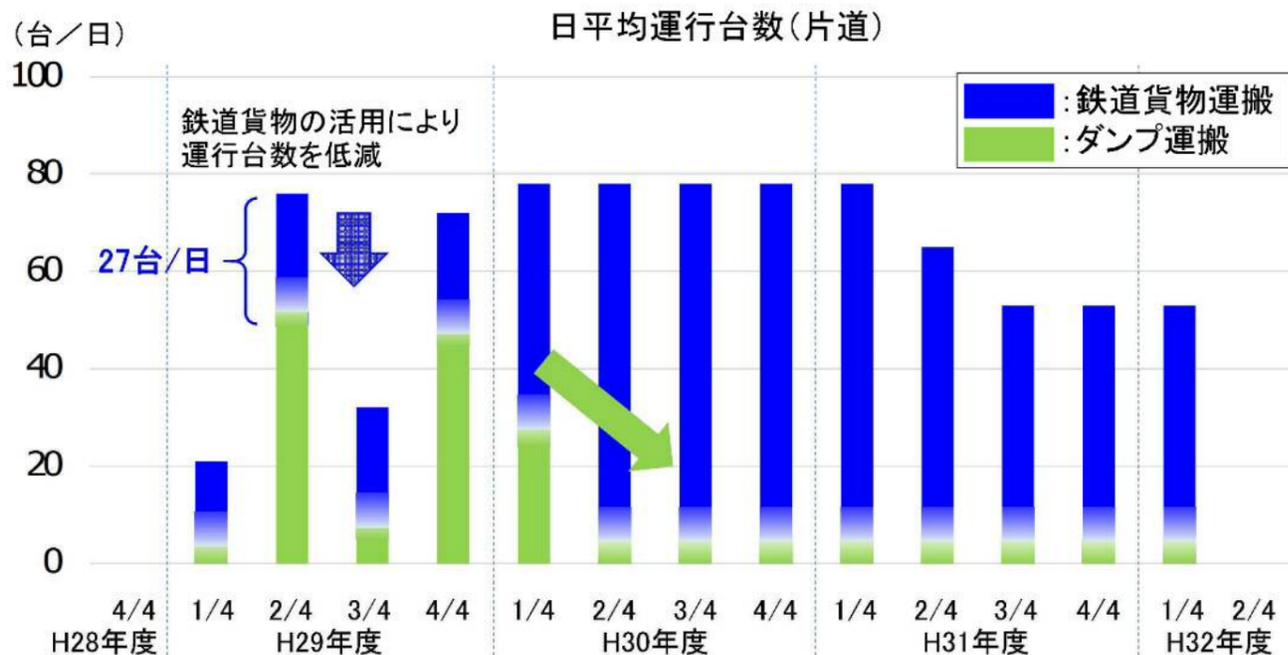
6 家屋調査の計画



5 非常口新設工事に係る発生土の運搬



- ・ 工事の建設発生土は出来る限り鉄道貨物で臨海部の三井埠頭まで運搬する。
- ・ 三井埠頭からは、船舶で千葉県まで運搬し、内陸部の埋め立て事業に活用する計画としている。



鉄道貨物による運搬量を増加させるため関係各所と調整する予定。

- ・ できる限り鉄道貨物を活用することにより、発生土運搬のダンプ台数を低減する。
- ・ 当面は1日1往復(ダンプ27台分)を考えている。

※上記のグラフは発生土運搬に伴うダンプの台数のみを抽出したもの。

※現時点での計画であり、状況等により変更する場合がある。

6 井戸等の調査

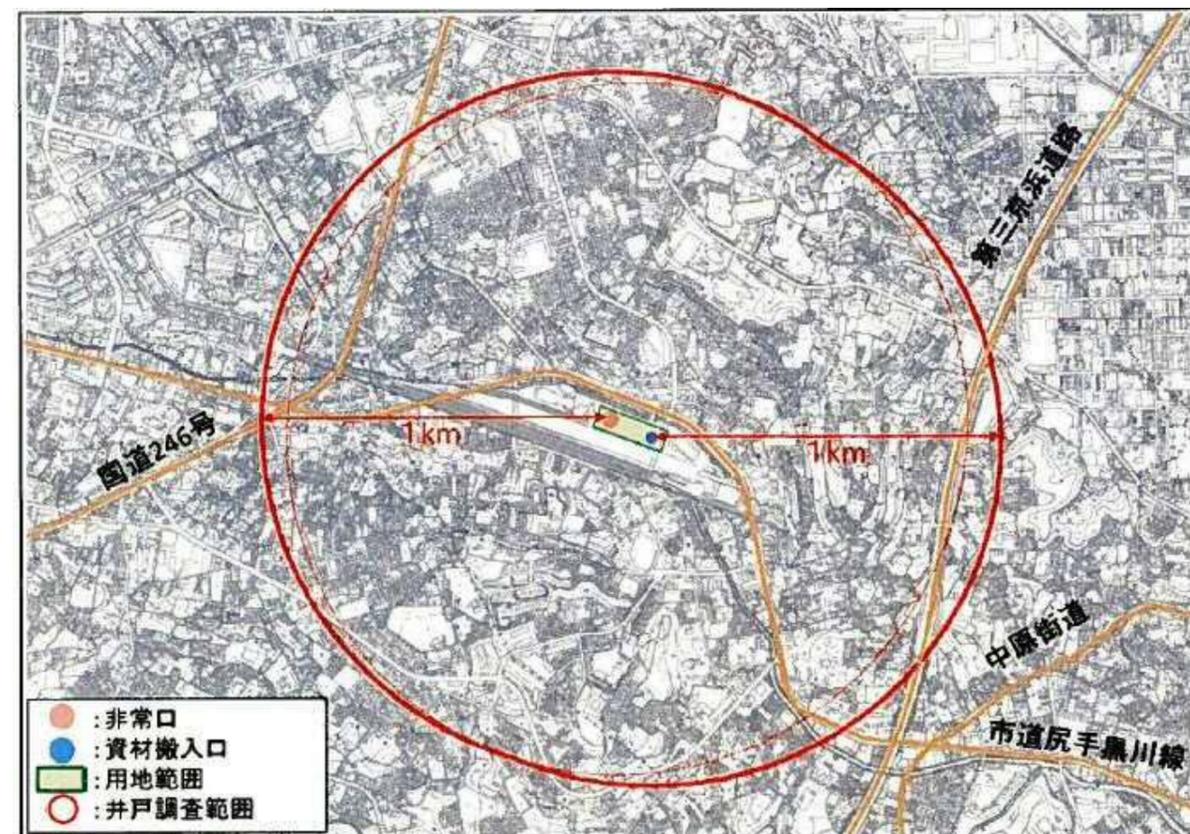
- 本工程では、圧気工法であるニューマチックケーソン工法により実施するにあたり、自動圧力調整装置やエアブロー対策漏気回収装置を設置するなど、圧縮空気の漏出対策をとる。
- その上で、法令等に基づき、非常口及び資材搬入口から1kmの範囲内にある井戸等について調査を行い、工事に伴う空気の漏出がないことを確認しながら工事を実施する。
- なお、工事に伴う損害が確認された場合には補償を行う。

【井戸等調査の概要】

現状確認 : 非常口及び資材搬入口から半径1kmの範囲における井戸や地下室等の有無の確認を行う。

事前・事後 : 井戸等がある全戸を対象に、井戸等の状況の確認を行う。

工事中 : 代表的な測定箇所を選んで、空気の漏出の有無等の確認を行う。



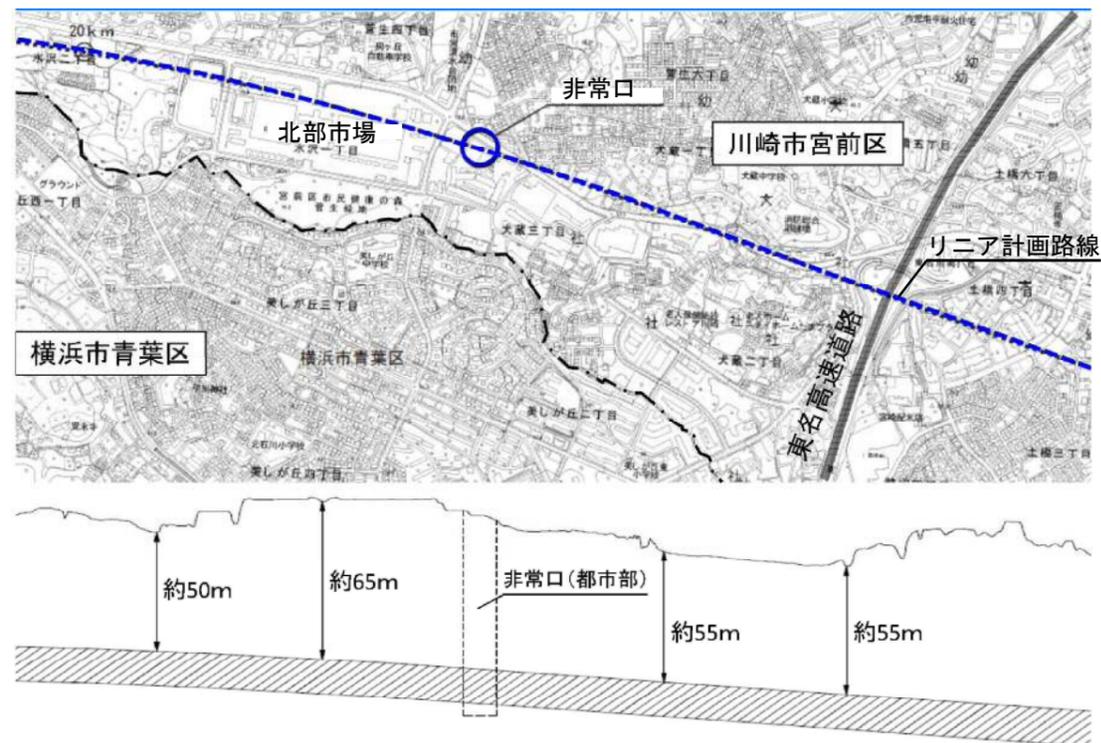
井戸等調査の範囲

犬蔵非常口の概要について

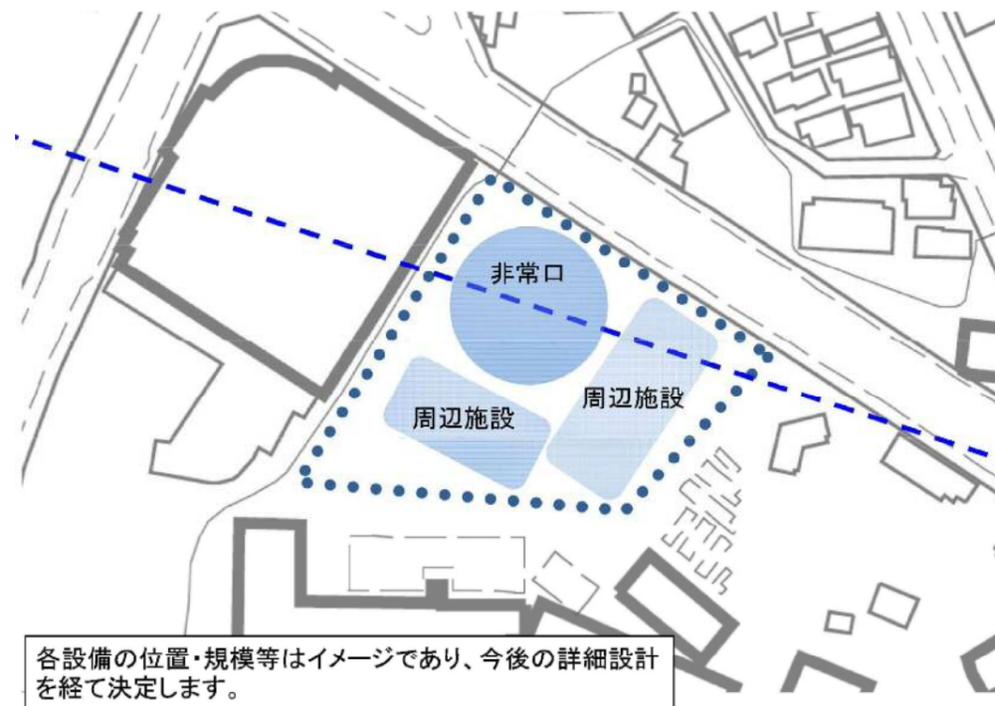
本資料は、JR 東海が作成した次の資料から川崎市が説明用に抜粋、加工したものです。
 「中央新幹線品川・名古屋間 事業説明会」【神奈川県川崎市】スライド（平成26年11月）
 「建設工事（公募競争見積方式）（参加資格要件付）の契約に係る手続き開始について」（平成30年6月）

資料9（陳情第117号関係）

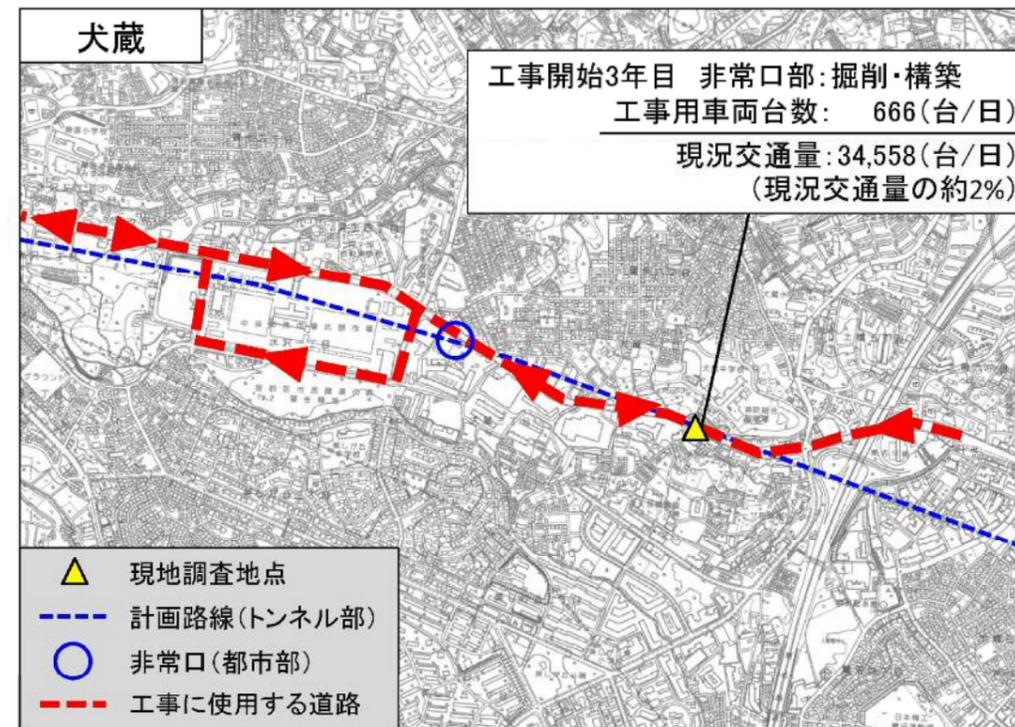
1 犬蔵非常口付近の路線概要



2 犬蔵非常口配置イメージ



3 工事用車両の運行



4 建設工事の発注予定について

現在、JR 東海が建設工事（公募競争見積方式（参加資格要件付））の契約に係る手続き開始について公表しています。

手続き日程

- 競争参加説明書等の交付期間
平成30年6月20日（水）から9月28日（金）まで
- 競争参加資格確認申請書等の提出期限
平成30年9月28日（金）まで
- 見積書の提出日時
平成30年12月20日（木）13時30分

工事概要

- (1) 工事名 中央新幹線第1首都圏トンネル新設（梶ヶ谷工区）ほか
- (2) 工事場所 (イ) 工事：神奈川県川崎市中原区等々力から麻生区東百合丘の間
(ロ) 工事：神奈川県川崎市宮前区犬蔵
- (3) 工事区分 土木（設計・施工一括）
- (4) 工事内容 シールドトンネル工事及び立坑工事
- (5) 工期 (イ) 工事：シールドトンネル工事
契約締結の翌日から平成38年11月30日まで
(ロ) 工事：立坑工事
契約締結の翌日から平成38年11月30日まで

1 「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下大深度法という）」の目的

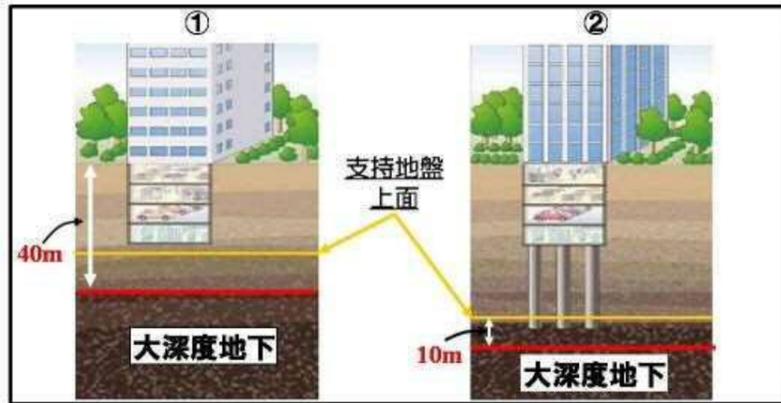
大深度法は、公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、その要件、手続き等について特別の措置を講ずることにより、「当該事業の円滑な遂行」と「大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ること」を目的としています。

2 大深度地下とは

大深度法における大深度地下の定義は、次の①または②のうちいずれか深い方の深さの地下です。

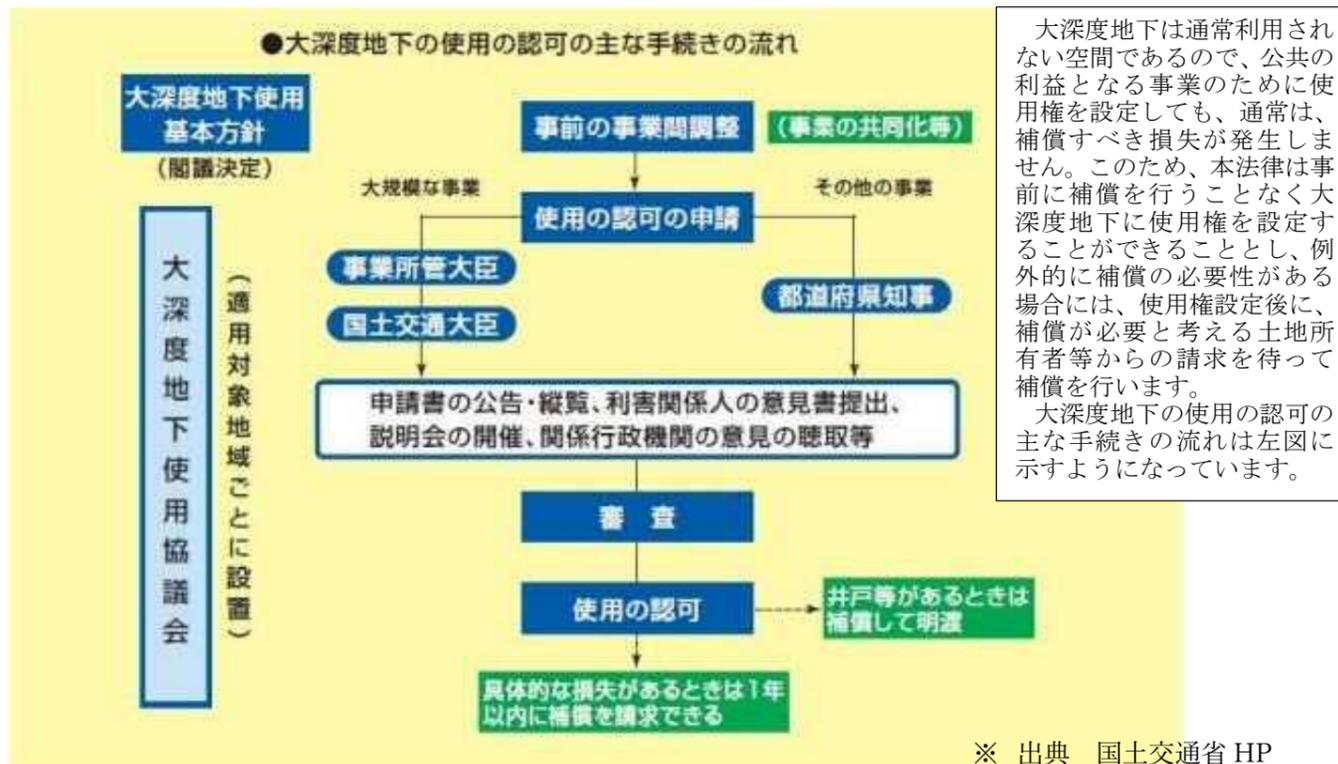
- ① 地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下 40m 以深）
- ② 建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面から 10m 以深）

※ここでの支持地盤とは、高層建築物の基礎杭も耐えられる地盤（基礎杭が 2,500kN/m²以上の許容支持力を有する地盤）



※ 出典 国土交通省 HP

3 大深度地下の使用の認可の主な手続きの流れ



※ 出典 国土交通省 HP

4 リニア中央新幹線事業に係る大深度法の手続き 経過

● 平成 26 年 3 月～ 事前の事業間調整

計画や事業区域の概要を記した「事業概要書」を公告・縦覧等し、大深度法の対象となる事業者、事業の共同化や事業区域の調整等の申し出を募集し、申し出た事業者との調整を JR 東海が行いました。(大深度法第 12 条)

● 平成 27 年 11 月～ 井戸等の物件調査

中央新幹線の大深度地下を使用する区間では、事業区域に部分的にでもかかる可能性がある土地に対して、事業区域内に 40m 以上の深井戸等の物件があるかどうかの調査を、土地所有者への個別訪問や郵送等により JR 東海が行いました。(大深度法第 13 条)

● 平成 30 年 3 月 20 日 大深度地下使用の認可申請

JR 東海が認可権者である国土交通大臣に申請 (大深度法第 14・15 条)

● 平成 30 年 5 月 9 日～23 日 大深度地下使用の認可申請書などを縦覧

市内縦覧場所：中原区役所、高津区役所、宮前区役所、麻生区役所
縦覧期間中、利害関係を有する者で、意見がある者は、神奈川県知事あて意見書を提出 (大深度法第 20 条の規定により準用する土地収用法第 24 条第 2 項、第 25 条第 1 項)

● 平成 30 年 5 月 10 日～18 日 認可申請に係る説明会を JR 東海が開催

川崎市内では下記 4 か所で開催されました。

| | | | |
|----------------------|---------|--------------|----------|
| 平成 30 年 5 月 10 日 (木) | 川崎市民プラザ | 5 月 16 日 (水) | エポックなかはら |
| 5 月 14 日 (月) | 宮前市民館 | 5 月 18 日 (金) | 麻生市民館 |

● 平成 30 年 5 月 21 日～ JR 東海が事業区域に係る土地及びその付近にお住まいの方等へ、認可申請書等の公表について周知を実施

● 平成 30 年 6 月 4 日 首都圏大深度地下使用協議会幹事会を国土交通省が開催

● 平成 30 年 6 月 29 日、30 日 公聴会を国土交通省が開催【首都圏】

(大深度法第 20 条の規定により準用する土地収用法第 23 条第 1 項)

5 中央新幹線事業区域に係る土地にお住まいの方等への周知について

JR 東海は、事業区域に係る土地にお住まいの方等へ大深度法に基づく使用認可申請書等に関する周知を行いました。

実施日 平成 30 年 5 月 21 日～

実施方法 各住戸へのポスティング、土地所有者への郵送、町内会による回覧

内容 ・ 国土交通大臣へ認可申請を行ったこと、その申請書及び添付書類、説明会資料等がホームページ、工事事務所で閲覧できることを記した通知文

・ お住まいの地域の事業平面図 など

| | 陳情の要旨 | 経過 |
|---|---|--|
| 請願第45号 リニア新幹線立坑(片平非常口)の工事用道路建設に関する請願 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民への事前の説明もなく、個々の住民に道路建設への協力を求めることを止め、全体の住民説明会を開催すること。 ・道路建設工事による交通渋滞や大気汚染等、生活環境悪化が生じないことを保障すること。 ・住民の合意が無い工事の強行、道路拡幅による住居の立ち退き強要などは絶対に行わないこと。 | 平成 30 年 6 月 6 日 受理 |
| 陳情第 2 号 中央新幹線川崎環境保全事務所の設置をJR東海に求める陳情 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民のアクセスに便利な南武線武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、又は小田急線新百合ヶ丘駅前に、市民に開かれた環境保全事務所の設置を J R 東海に求めること。 | 平成 27 年 5 月 14 日 受理 平成 28 年 3 月 14 日 まちづくり委員会審査 平成 29 年 3 月 10 日 まちづくり委員会審査 平成 29 年 8 月 29 日 まちづくり委員会審査 |
| 陳情第 18 号 JR東海のリニア新幹線工事の地域説明会での梶ヶ谷立坑の泥水の処理の回答の検証と、必要によっては再度、川崎市アセス実施を求める陳情 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域説明会における梶ヶ谷立坑の泥水の処理に関する説明内容を確認するとともに、説明会どおりの処理をするのであれば、再度市の環境アセスメントか、事後調査の実施を求めること。 | 平成 27 年 6 月 30 日 受理 平成 28 年 3 月 14 日 まちづくり委員会審査 平成 29 年 3 月 10 日 まちづくり委員会審査 平成 29 年 8 月 29 日 まちづくり委員会審査 |
| 陳情第 81 号 中央新幹線の川崎市内工事計画の内容説明を JR 東海に求める陳情 | <ul style="list-style-type: none"> ・市は、J R 東海が提出した東百合丘非常口工事の環境保全計画書を市民に公開すること。 ・市は、J R 東海に対し、非常口予定地や周辺のボーリング調査、土壌汚染調査を行わせ、その結果を住民に対し公表すること。 ・市は、麻生区東百合丘非常口周辺の住民らから提出された申入書に対し、J R 東海に誠意ある回答を行うよう求めること。 ・市は、J R 東海とともに、説明会の開催日、場所については広報紙やホームページ、タウンニュースなどを活用し、市民への告知を徹底すること。 ・説明会での住民の発言のほとんどが工事に対する疑問や不安の声であることを鑑みて、市は、住民の理解が得られない間は性急な着工を認めないこと。 | 平成 29 年 2 月 13 日 受理 平成 29 年 3 月 10 日 まちづくり委員会審査 平成 29 年 8 月 29 日 まちづくり委員会審査 |
| 陳情第 82 号 JR 東海のリニア中央新幹線梶ヶ谷非常口「ケーソン工法」採用に伴う災害時の「川崎市災害用井戸協力の家」の井戸水の確保の為の工事協定を求める陳情 | <ul style="list-style-type: none"> ・ニューマチックケーソン工法による工事に伴い、川崎市災害用選定井戸の水が枯渇することなどが懸念されることから、井戸水の確保対策を協議し、災害時における井戸水の供給方法について、市、災害用選定井戸所有者、J R 東海、西松建設の 4 者で協定書を締結すること。 | 平成 29 年 3 月 10 日 受理 平成 29 年 8 月 29 日 まちづくり委員会審査 |
| 陳情第 83 号 JR 東海のリニア中央新幹線梶ヶ谷非常口「ケーソン工法」採用に伴う再アセス実施と隣の井戸から溢れた水による自宅の被害に関する工事協定書締結を求める陳情 | <ul style="list-style-type: none"> ・ニューマチックケーソン工法について、J R 東海に市の環境アセスメントを実施させるとともに、隣の井戸から溢れた水により自宅が被害を受ける恐れがあることから、陳情者と市、J R 東海、西松建設の 4 者で工事協定書を締結すること。 | 平成 29 年 3 月 10 日 受理 平成 29 年 8 月 29 日 まちづくり委員会審査 |
| 陳情第 84 号 JR 東海のリニア中央新幹線梶ヶ谷非常口「ケーソン工法」採用に伴う川崎市環境アセスに適合しているかどうかの再評価を求める陳情 | <ul style="list-style-type: none"> ・ニューマチックケーソン工法による工事の影響が心配されることから、市の環境アセスメントに適合しているか、工事説明会の内容が十分であったかを評価し、その結果を市民に公表するとともに、必要に応じて J R 東海や西松建設への監督、指導を行うこと。 | 平成 29 年 3 月 10 日 受理 平成 29 年 8 月 29 日 まちづくり委員会審査 |
| 陳情第 117 号 JR東海のリニア中央新幹線工事に関連して、宮前区清水台非常口新規工事説明会の開催を求める陳情 | <ul style="list-style-type: none"> ・宮前区清水台のサンワ工業跡地が整地され、リニアの非常口工事が始まるようとしているようであるが、周りの住民はそのことを知らされていないようであることから、J R 東海に工事説明会の開催を強く求めること。 | 平成 30 年 3 月 1 日 受理 |
| 陳情第 119 号 JR東海から市内の地権者に対しリニア中央新幹線の大深度地下使用認可申請することを通知するよう指導することを求める陳情 | <ul style="list-style-type: none"> ・大深度地下使用認可申請することを直接地権者に通知することを、J R 東海に対し指導すること。 | 平成 30 年 5 月 11 日 受理 |